

取扱注意

令和7年度 森林整備保全事業積算要領等の主な改正（案）

1 山間僻地について（歩掛の補正）

算定等の起点となる最寄りの「市町村役場（支所等を含む）」を、実態を踏まえた「最寄りの市町村役場」に見直し

また、最寄りの市町村内に入札参加有資格者が存在しない場合は、施工地から最寄りの有資格者が存在する市町村役場を起点とする。

2 共通工（機械土工）

機種選定基準において、旋回範囲に制限がある場合のバックホウ規格を見直す。

油圧式 600～800 kg級ブレーカ（山積 0.45 m³）の歩掛を追加
チゼル損耗費を損料から諸雑費費率により計上するよう見直す

3 モルタル吹付工

施工実態調査により、現行の機械運転歩掛に差が生じていることから現行歩掛を見直す。

4 かご砕工

施工実態調査により、現行の機械運転歩掛に差が生じていることから現行歩掛を見直す。

5 丸太残存型砕工

鋼材等の価格上昇に伴う内部支保用資材価格が上昇し、諸雑費率が2割程度上昇していることから、価格変動の大きい昨今、適正な積算価格を算出するため、諸雑費率から内部支保用資材を除き、別途計上に見直す。

6 コンクリートポンプ車打設

コンクリートポンプ車打設の圧送管組立・撤去歩掛について、現場条件等により複数回の組立・撤去を要する実態があることから、1現場あたり1回の仮設費計上から、複数回の組立・撤去が生じる場合において、組立・撤去回数に応じた変更積算ができるよう記載を見直す。

7 型枠工（治山ダム工）

構造物最下部の型枠設置を水平に設置することが困難な場合等において、必要に応じてコンクリートを別途計上できる旨を追記する。

※基礎地盤が岩盤で掘削面の不陸整正が困難なため、型枠の設置に支障が生じる場合等は、必要に応じて均しコンクリートを別途計上することができる。

8 人力のり切工

施工実態調査の結果、のり切前の斜面勾配により、60度未満と60度以上で歩掛に差異が認められたことから、斜面勾配区分による歩掛へ見直す。また、仮設ロープ損料に変動が見られたことから諸雑費率を見直す。

9 航空実播工

作業飛行時間と確認飛行時間の算出式や散布バケットの経費の見直しなどを追記する。

10 砂利路盤工

林土規程等の改定に伴い、施工形態が変更となったことから、施工実態調査の結果に基づき歩掛を見直す。

11 コンクリート路面工

施工実態調査の結果、バックホウ打設による施工が大部分を占めていたことから、機械施工歩掛を追加する。

また、コンクリート打設後の養生工が脱漏していたことから、養生工を追加する。併せて、路盤紙、溶接金網敷設歩掛を見直す。